

令和7年2月4日

京都市都市計画局

〔担当：住宅室住宅政策課〕  
電話：075-222-3667



全ての区役所・支所で相談可能！  
地域の空き家相談員が、無料で空き家等の  
相談に応じます！

～相談者の96%が参考になったと回答！～

## 令和7年度「空き家相談員による不動産無料相談会」の開設

京都市では、空き家所有者や地域の方々が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、「まちの不動産屋さん」を「京都市地域の空き家相談員」として登録しています。

令和7年度も、同相談員が主体的に取り組む無料の相談会「空き家相談員による不動産無料相談会」を市内全ての区役所・支所において開設します。

### 令和6年度からリニューアル！

#### ● 相談会の開催回数を増やします！

東山区役所は年4回から毎月（休会月を除く）開催とします。

#### 1 開催日・会場

会場	開催日（第1火曜日）
上京・中京・東山・山科 ・西京区役所、深草・醍醐支所	4/1、6/3、7/1、8/5、9/2、 10/7、11/4、12/2、2/3、3/3

会場	開催日（第1木曜日）
北・左京・下京・右京・ 伏見区役所	4/3、5/1、6/5、7/3、8/7、9/4、 10/2、11/6、12/4、2/5、3/5
南区役所、洛西支所	4/3、7/3、10/2、2/5

- ・お住まいの行政区に関わらず、どの会場でも御相談いただけます。  
（ただし、担当する相談員は会場となる行政区周辺に詳しい方を配置します。）
- ・いずれの会場も御来場は公共交通機関を御利用ください。

#### 2 時間

全3回（相談時間は1組あたり40分間）

①午後1時30分～2時10分

②午後2時20分～3時

③午後3時10分～3時50分

各会場とも先着順

#### 3 内容

京都市の研修を受講し登録された、京都市地域の空き家相談員が空き家等の不動産の相談に応じます。

登記書類や図面・写真等を持参いただくと、より具体的な相談対応が可能です。

〔令和5年度に実施した相談会参加者へのアンケートの結果、**96%**の方が参考になったと回答しています。〕

## 4 対 象

京都市内の不動産について

- ① 所有する方
- ② 将来相続人になる方
- ③ 管理を任されている方

上記①～③の御家族の方も対象です。

## 5 費 用

無料

## 6 申込期間・申込先

### (1) 申込期間

開催日の前月 1 日 (※) から、開催日の 5 日前までに、以下の申込先にお申し込みください。

(※) ①土・日・月曜日にあたる場合は翌火曜日、②12月開催は11月5日

③2月開催は1月6日

なお、予約枠が埋まった場合は予約の受付を終了いたします。

### (2) 申込先

京都いつでもコール（年中無休、午前8時～午後9時）

（おかけ間違いに御注意ください。）

電 話：075-661-3755

F A X：075-661-5855

申込フォーム：右記の二次元コードからお申し込みください。

※ 申込みの際には、①お名前（ふりがな）、②電話番号、③希望日時、④会場、⑤不動産の住所、⑥不動産の概要（空き家・空き家以外の建物・その他）、⑦相談の概要（売却・賃貸・活用全般・その他）をお伝えください。



## 7 問合せ先

京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課（空き家対策担当）

<受付時間> 午前9時～午後5時（土・日・祝・年末年始を除く）

電 話：075-222-3667

## 8 その他

・ 地域の空き家相談員による、不動産（空き家等）の活用に関するオンライン相談も実施しています。

御希望の方は、右記の二次元コードからお申し込みください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000277649.html>



・ 令和6、7年度の2年間限定で、空き家の所有者を対象とする「空き家等の活用・流通補助金」を創設しました。

是非御利用ください。



・ 令和11年度から、空き家などに新たな税金（非居住住宅利活用促進税）が課税されます。

・ 当相談会の他、不動産団体等と連携した相談会も実施しています。こちらも御利用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000254963.html>

